特定連鎖化事業者の物流効率化法への対応の手引き

目次

本手引きにおける用語の定義	. 1
1. 制度の趣旨・概要	. 3
2. 必要な手続の解説	. 3
様式第1.貨物の受渡しの状況届出書	. 4
様式第2.特定連鎖化事業者指定取消申出書	. 8
様式第3.中長期計画書	11
様式第4.物流統括管理者 選任・解任届出書	16
様式第5.定期報告書	19
3. 指導・助言、罰則等の措置について	32
4. よくある質問について	33
5. 問合せ先について	41

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	_	初版。2025年10月22日施行

本手引きにおける用語の定義

用語	定義
法	物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)の略称
, ,	※本手引きにおける条番号は、令和8年4月1日施行の改正後のもの
令	物資の流通の効率化に関する法律施行令(平成17年政令第298号)の略
	称
	※本手引きにおける条番号は、令和8年4月1日施行の改正後のもの
判断基準	「連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資す
	る運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める
	省令」(令和7年農林水産省・経済産業省令第1号)の略称
判断基準解説書	「連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資す
	る運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」の
	略称
届出省令	「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく連鎖化事業者に係
	る届出等に関する省令」(令和7年農林水産省・経済産業省令第6号)の
	略称
貨物自動車(トラック)	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項の自動車であっ
	て、貨物の運送の用に供するもの
運転者(トラックドライ	貨物自動車の運転者
バー)	
集貨場所等	運転者が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所
荷待ち時間	運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、集貨場所等
	において、荷主、当該場所の管理者及び連鎖化事業者の都合により貨
	物の受渡しのために待機した時間であって、集貨場所等に到着した時刻
	から荷役等を開始した時刻までの時間(荷主等の都合により待機した時
	間に限る。)
荷役等	貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するか
	どうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベル
	の貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いそ
	の他の貨物自動車の運転の業務に附帯する業務
荷役等時間	運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間(荷役等に
	従事していない時間を除く。)
荷待ち時間等	荷待ち時間及び荷役等時間
荷主	第一種荷主及び第二種荷主
荷主等	荷主、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者
第一種荷主	自らの事業(貨物の運送の事業を除く。)に関して継続して貨物自動車運
	送事業者又は貨物利用運送事業者(第一種貨物利用運送事業者、第二
	種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第46条第1項に規定
	する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。)に貨物
	の運送を行わせることを内容とする契約(貨物自動車を使用しないで貨
	物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。)を締結する者
第二種荷主	①自らの事業(貨物の運送及び保管の事業を除く。②において同じ。)に
	関して継続して貨物(自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運
	送事業者に運送を委託する貨物を除く。②において同じ。)を運転者

	(他の者に雇用されている運転者に限る。②において同じ。)から受け
	取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者
	②自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者
	をして運転者に引き渡させる者
連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を
	使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継
	続的に経営に関する指導を行う事業を者であって、当該契約に基づき、
	当該契約の相手方(連鎖対象者)と運転者との間の貨物の受渡しの日
	及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの。(フランチャ
	イズチェーンの本部を想定)
連鎖対象者	連鎖化事業者と定型的な約款による契約を結ぶ者(フランチャイズチェ
	一ンの加盟店)
主務大臣	国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣
連鎖化事業所管大臣	連鎖化事業者の行う事業を所管する大臣

1. 制度の趣旨・概要

物流は、国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラです。しかし、物流分野における人手不足、長時間労働等の厳しい労働環境、価格競争に伴う厳しい取引環境・雇用環境等、物流にまつわる課題は深刻化しています。特に、2024年4月から労働環境改善のため時間外労働の上限規制が適用され、何も対策を講じなければ輸送力不足による物流の停滞が懸念される状況です。

こうした中で、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的かつ総合的な対策が必要とされ、荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備するため、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)が制定されました。

同法による改正後の物資の流通の効率化に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)では、荷主 (発荷主・着荷主)、連鎖化事業者及び物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、国がその取組状況について指導・助言、調査・公表を実施することとしました。さらに一定規模以上の荷主、連鎖化事業者及び物流事業者(特定事業者)に対しては、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施することとしています。

本手引きは、特定事業者のうち連鎖化事業者(特定連鎖化事業者)が行う手続について説明 するものです。

2. 必要な手続の解説

特定連鎖化事業者が行う必要のある手続は以下のとおりです。届出、指定等の全ての手続は、原則として届出システムによりオンラインで行う予定としております²が、本手引きは届出省令に定める様式を解説するかたちで、必要な手続について説明します。届出システムの取扱いについては、準備ができ次第、公表いたします。

届出·指定

・連鎖化事業者として前年度の取扱貨物重量が基準重量(9万トン)を超える場合は、連鎖化事業所管大臣に届出を行い、特定連鎖化事業者の指定を受ける(5月末〆・一回のみ)

物流統括管理 者の選任

- ・特定連鎖化事業者の指定を受けた後、すみやかに物流統括管理者を選任し、届出
- ・事業者ごとに選任するが、特定の人物が複数の特定連鎖化事業者又は特定荷主の物流統括管理者を兼任することは可能

中長期計画の 策定

- ・運送委託/貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討
- ・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画(2026 年は 10 月 末〆・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更が無い限りは5年ごと7 月末〆)

定期報告の 提出 ・判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を可視化し、関係者の連携を図る(2027年7月末〆・以降毎年度7月末〆)

¹ 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務、フランチャイズチェーン本部にも荷主に準ずる努力義務が課される。

² フォーム入力を基本として押印等は不要。オンライン提出ができない場合は、様式により主たる事業の連鎖化事業所管大臣から権限委任された地方支分部局の長宛てに郵送。

様式第1. 貨物の受渡しの状況届出書

連鎖化事業者として、前年度の取扱貨物の合計の重量が、政令で定める基準重量(9万トン³) 以上である場合は、「貨物の受渡しの状況届出書」(様式第1)を提出いただく必要があります。

- 期限: "取扱貨物の合計の重量が基準重量を上回った年度"の翌年度の5月末日
 - ※既に特定連鎖化事業者である事業者は、提出不要。(初めて基準重量を上回った年度の翌年度のみ届出すれば、毎年度届出する必要はなく、指定の解除が行われるまでの間、特定連鎖化事業者としての指定が継続する。)
- 提出先: 当該事業者が連鎖化事業者となる事業を所管する連鎖化事業所管大臣全て
 - ※連鎖化事業所管大臣の権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方支 分部局の長(農林水産大臣については地方農政局長又は北海道農政事務所長、経済産業 大臣については経済産業局長)に委任されており、当該委任先が提出先となる。
 - ※主たる事業以外の連鎖化事業者となる事業のうち、中長期計画や定期報告において取り上げる課題のないものに係る連鎖化事業所管大臣は、提出先から除くことができるが、当該事業に関し指導、勧告等を受けた際は、提出先の修正・再提出が求められる場合がある。

○ 全体の流れ

②届出(様式第1)を提出

※取扱貨物の合計の重量が基準重量を

上回った年度の翌年度の5月末日まで

連鎖化事業者

電子システム

①自社の取扱貨物の重量を算定

※年度単位(4月~3月)

④特定連鎖化事業者 として指定 ③届出の内容を確認

連鎖化事業所管大臣

○ 取扱貨物の合計の重量の算定

連鎖化事業者は、届出の要否を判断するために、年度ごとの連鎖化事業者としての取扱貨物の合計の重量を算定し、基準重量(9万トン)と照らす必要があり、<u>基準重量以上である場合は、</u>届出省令の様式第1の提出が必要となります。

(1)算定の対象となる重量

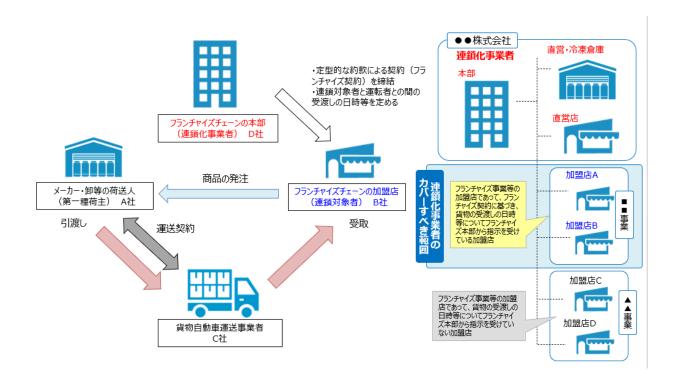
特定連鎖化事業者

各年度において、次に掲げる貨物の合計の重量を算定してください。ただし、当該連

³ 基準重量は、大手の事業者から順に、日本全体の貨物量の半分程度を占める事業者を指定するという基本的な考え方の下で設定することとしており、令第 10 条第3項(連鎖化事業者)において定められている。

鎖化事業者の連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送 を委託するもの(すなわち連鎖対象者が第一種荷主に該当するもの)並びに当該連鎖 化事業者が連鎖対象者との定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及 び時間帯を運転者に指示することができないものを除きます。

- (i) 当該連鎖化事業者の連鎖対象者が運転者から受け取る貨物
- (ii) 当該連鎖化事業者の連鎖対象者が他の者をして運転者から受け取らせる貨物 ※貨物は、主要な商品に限らず、全ての商品と事業に必要な資材、事務用品等を含み ますが、(2)(i)~(iv)の重量は考慮しないことができます。



(2)算定方法

連鎖化事業者の取扱貨物の重量の算定方法については、届出省令第1条において、以下① ~⑦の内容が規定されています。

- ① 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量(個数など)
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ 売上額又は仕入額:単位重量当たりの額
- ⑥ 物品の売買等の契約において定められている重量
- ⑦ ①~⑥の方法により対象貨物の重量を算定することが困難である認められる場合に、 当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

さらに、連鎖化事業者としての重量の算定に当たっては、以下の(i)~(iv)の重量を考慮しないことができるとされています。

(i)郵便物

- (ii)信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第2 条第3項に規定する信書便物をいう。)
- (iii)特別宅配貨物(特別積合せ貨物運送⁴又はこれに準じる運送であって、一の運送契約により一個の貨物を運送する方法により運送される、1個当たりの重量が 30kg 以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が 150kg 未満のものに限る。)
- (iv)軽量な資材や事務用品⁵

取扱貨物の重量の算定方法は、各事業者において事業の特性に鑑みて適切と考えられるものを選択することとなっています。また、取扱貨物や事業に応じて①~⑦を使い分け、それらを足し合わせて算出する事も可能です。算定方法を届出に記載する必要はありませんが、報告徴収等があった場合は対応できるように整理ください。

なお、様式第1は、取扱貨物の重量が基準重量以上である場合にその旨をチェックボックス形式で回答することとしており、具体的な重量の数値は任意記載としているため、9万トン以上であることが確実な場合に精密な算定を求めるものではありません。

参考として、

- ②の「単位数量当たりの重量」、③の「容積を当該対象貨物の重量に換算」、④の「平均 積載量」、⑤の「単位重量当たりの額」については、事業者においてサンプル調査を行い 設定することが可能です。
- ③の「容積を当該対象貨物の重量に換算」について、例えば1立方メートルあたり 280kg として換算することが可能です。
- ⑤の「単位重量当たりの額」について、例えば全国貨物純流動調査(物流センサス⁶)の 出荷原単位を用いることが可能です。全国貨物純流動調査(物流センサス)は回答者数 が限られており、実施年度間で値の変動が大きいこともある点には留意が必要です。
- 特定荷主に該当する事業者の売上額の規模の目安を、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会において調査し、以下の web ページで公開しています。

(URL) https://www1.logistics.or.jp/data/freight-calc/

⁴ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。

⁵ 資材、事務用品等は、当該事業者の対象貨物の重量の合計の1%程度までであれば算定対象から除くことができるものとする。

⁶全国の事業所において発生する貨物の流動実態の把握を目的とした統計調査であり、国土交通省が5年毎 に調査を実施している。

〇 記載方法

様式第1 (第2条関係)

当該事業者が行う、貨物の受渡 しを伴う事業(主たる事業に限 らない)の所管大臣を原則全て 宛先とする。

なお、連鎖化事業所管大臣の権限が地方支分部局長等に委任されている場合は、主たる事務所の所在地を管轄する当該委任先が宛先となる。

貨物の受渡しの状況届出書

年 月 日

住 所 法人名 法人番号

「株式会社」と社名の間はスペースを空けず、 (株)は使用しない。また、国税庁 HP に掲載されている 13 桁の法人番号(半角)を記載。

代表者の役職名 代表者の氏名

代理人が提出する場合には委任状を提出 (ただし既に提出済み等においてはその 写しでも可)

物資の流通の効率化に関する法律第64条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 連鎖化事業者に関する事項

1. CALD T V I C V I O T										
事業者の名称					_					
連鎖化事業者 としての重量	₹					たる事	事業者としての取扱賃業1つを選び、日本権	票準産業分類	の絹	細分類
事業				_ <	\leq	に従って記載。	て当該事業の名称及び	び番号が一致	する	3 L C
主たる事業の細分類番号					-					
連鎖対象者の貨物の受渡しの 状況 (年度)		9万ト	ン以」				具体的な数値は 任意記載。	トン		
	3月を1 ⁴ 再度を西原			チェックを	2入;	れる。				
2. 作成担当者連絡先										
所在地	₹									
事業所名										
所属部課							連鎖化事業所管省 び、その者の情報			
氏名		を記				146				
電話番号										
メールアドレス										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「主たる事業」、「細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 3 連鎖対象者における貨物の受渡しの状況が物資の流通の効率化に関する法律施行令 (以下「令」という。)第10条第3項の数値(法第64条第1項に規定する基準重量)以 上である場合には、貨物の受渡しの状況の欄にチェックを記入すること。また、可能 であれば具体的な重量の数値を記載すること。
 - 4 次年度以降において、貨物の受渡しの状況が令第10条第3項の数値以上にならない

ことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

次年度以降に取扱貨物重量が基準重量を下回る場合でも、届け出た年度については 特定連鎖化事業者の指定を行うため、取扱貨物重量が基準重量を下回った年度の翌 年度に特定連鎖化事業者指定取消申出書を提出することが必要。

様式第2. 特定連鎖化事業者指定取消申出書

特定連鎖化事業者は、

- ① 連鎖化事業者に該当しなくなったとき
- ② 取扱貨物の合計の重量が基準重量を下回った場合において、再び当該基準重量以上となる ことがないと明らかに認められるとき

は、「特定連鎖化事業者指定取消申出書」(様式第2)を提出して、特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出ることができます。

- 期限: "取扱貨物の合計の重量が基準重量を下回った年度"の翌年度に提出してください。
- 提出先: 当該特定連鎖化事業者の指定を行った連鎖化事業所管大臣(委任先)の全て

特定連鎖化事業者指定取消申出書

特定連鎖化事業者の指定の通知を 行った連鎖化事業所管大臣(委任 先)全てを宛先とする。

殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号

「株式会社」と社名の間はスペースを空けず、 (株)は使用しない。また、国税庁 HP に掲載されている 13 桁の法人番号(半角)を記載。

代表者の役職名 代表者の氏名 代理人が提出する場合には委任状を提出 (ただし既に提出済み等においてはその 写しでも可)

物資の流通の効率化に関する法律第 64 条第 3 項の規定に基づき、特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定連鎖化事業者の概要等

	特定連鎖化番号	事業者					ロと併せておき 音号を記載。	知らせする	5
	事業者の名	称							
	主たる事務所 所在地	近の	₸						
特定連鎖化	主たる事業								
事業者の概要	主たる事業 類番号	の細分							
単化事業者 しての重量	連鎖対象者 の受渡し (年度)			の指定 西暦で	の取消しの	つ申出を行	特定連鎖化事業 う年度の前年 度の取扱貨物の	度を	トン
		出を行う れらの見		 		の重量の	見込み並びに		
指定の取消 しを申し出 る理由		·							

備考			
2. 作成担当者連絡先	-		
所在地	T		
事業所名			
所属部課		庁からの問合せ窓口として1名を選び、その者の情報 を記載。	
氏名		선 미니邦(。	
電話番号			
メールアドレス			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「主たる事業」、「細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 3 特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出る場合には、貨物の受渡しの状況の欄に、 前年度における連鎖対象者の当該状況を記入すること。
- 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、連鎖化事業者に該当しなくなったときはその旨を、連鎖対象者における貨物の受渡しの状況が令第 10 条第3項の数値以上となる見込みがなくなったときは、連鎖対象者における貨物の受渡しの状況の当年度及び次年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

様式第3. 中長期計画書

特定連鎖化事業者は、判断基準を踏まえ、努力義務である①荷待ち時間の短縮、②運転者 一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加(積載効率の向上等)の実施に関する中長期 的な計画を作成・提出する必要があります。

〇 期限

- ・ 初回は、特定連鎖化事業者の指定を受けた年度の7月末日。ただし、2026年度は特定 荷主及び特定連鎖化事業者の指定件数が多く通知に時間がかかることも踏まえ、10月 末日。
- ・ 以後、中長期計画の内容について前年度から変更がないときは、"中長期計画を最後に 提出した年度から5年を超えない範囲で定める中長期計画の最終年度"の翌年度の7月 末日までに提出すれば足りる。
- ・ 提出済みの中長期計画に変更があった場合は、変更があった年度の翌年度の7月末日 までに提出。
- 提出先: 当該特定連鎖化事業者の指定を行った連鎖化事業所管大臣(委任先)の全て

〇 計画期間

特定連鎖化事業者の指定を受けた年度を初年度とし、5年を超えない範囲で最終年度を設定してください。年度は4月から翌年3月までとし、計画を提出する年度は計画期間に含めてください。

特定連鎖化 事業者の指定



- ※なお、計画に変更がない場合は5年に1度のみの提出とすることも可能です。例えば、2026年 10 月末までに 2026年 4 月~2031年 3 月を実施期間と定める計画を作成・提出し、その後、計画の内容に変更がない場合は、次回の提出は 2031年7月において 2031年 4 月からを実施期間と定める計画を提出することが必要です。
- ※届出システムで提出する場合、事業者名と代表者氏名は GbizID の情報を更新いただくのみで構いません。その他の項目に変更があった場合は、遅くとも次に定期報告を提出する時までを目安に、中長期計画も更新して提出してください。「I 特定連鎖化事業者の名称等」の各欄の変更のみの場合は、「計画内容の変更有り」にチェックは不要です。

〇 記載事項

「 I 特定連鎖化事業者の名称等」のほか、「 II 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画」、 「Ⅲ 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画」について、以下 の事項を記載してください。

1. 計画内容(必須事項)

判断基準解説書を参照しながら、実施措置、計画内容(具体的な措置の内容、目標等)及び 実施時期を記載してください。主要な、又は課題のある取扱貨物、施設、時期等に重点化した 記載としても構いません。既に十分に効率化が図られている場合は今後もその状態の継続に 努める、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は今後も必要な対策を継続する、 といった目標を記載してください。

なお、定期報告において改善が進まない事項、施設等について、中長期計画に記載がない 場合は、記載を促す指導を行う可能性があります。

2. 参考情報(任意事項)

企業やグループとしての経営計画や、業界の自主行動計画など、計画内容に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等を記入してください。また、計画の実施に当たっての懸念点、他の事業者等と調整を要する事項など参考情報がある場合には、当該情報等を記入してください。(連鎖化事業所管大臣による指導等に当たっての参考とします。)

中長期計画書

特定連鎖化事業者の指定の通知を 行った連鎖化事業所管大臣(委任 先)全てを宛先とする。

殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第65条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定連鎖化事業者の名称等

- 14/0/0/0/0//18 4 //4								
特定連鎖化事業者番号		特定連鎖化事業者の指定の通知と併せてお知らせする 特定連鎖化事業者ごとの識別番号を記載。						
事業者の名称								J
主たる事務所の所在地	₹							
主たる事業								
主たる事業の細分類番号								
物流統括管理者の 役職名・氏名	役職名氏名							
作成担当者 連絡先	所在地 職名 氏名	Ŧ		の問合せ窓口と			連鎖化事業所管	
Æ/MJ/U	電話番号メールア	•	1.3				する年度を初年度 定。西暦で記載。	きと
計画期間	(T	年度 ~	()) 年度		計画内容の変	三更有り

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「特定連鎖化事業者番号」の欄には、連鎖化事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
 - 3 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 4 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、 「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

I 特定連鎖化事業者の名称等の変更のみの場合は、チェック不要。変更がない場合は、計画期間の終期まで再提出不要。

Ⅱ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画

1. 計画内容

実施措置	計画内容(具体的な措置の内容、目標 等)	実施時期
夜間配送の実施	住宅等の騒音配慮が必要な地域以外の〇店舗では、渋滞のない夜間に配送を行っている。	2026 年度~2030 年度
ショッピングセンター におけるバース予約シ ステムの活用	一部のショッピングセンターにおいて荷待ちが発生しているが、バース予約システムが導入されている場合は必ずドライバーにその旨を案内し、利用を勧めることとする。	2026 年度~2030 年度
繁忙店舗におけるトラック到着予告システム の活用	繁忙店舗において、貨物の受渡しを対応可能な店員がおらずトラックを待たせることがないように、繁忙店舗への配送を担う○事業者に対して、トラック到着予告のシステムを導入する。	2026 年度
施設管理者等との連携	必要に応じて荷待ち時間の状況をショッピングセンタ 一、駅等の施設管理者に共有し、荷待ち対策を要請す る。	2026 年度~2030 年度

2. その他運転者の荷待ち時間の短縮に関する事項及び参考情報

○年○月に連鎖対象者に対し、物流改善の必要性を啓発するための動画・手引きを作成・配布。 △△ショッピングセンターに対し、荷受け体制の強化と受入時間枠の拡大を協議中。

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内 容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参 考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

Ⅲ 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

1. 計画内容

実施措置	計画内容(具体的な措置の内容、目標 等)	実施時期
配送センターを運営する事業者との協力	配送センターを運営する事業者との間で積載効率の向上に係る協議に応じ、必要に応じて配送頻度の調整や輸送器具の回収などについて、連鎖対象者に説明する。	, ,
	配送センターを利用しない第一種荷主との間で積載効率の向上に係る協議に応じ、必要に応じて配送頻度の調整や輸送器具の回収などについて、連鎖対象者に説明する。 引き続き、取引先の要望を検討し、可能な協力を行う。計画外の発注による増便が全便数の5%以内となるようにする。	2026 年度~2030 年度
計画発注により貨物の入荷量を適正化	AI 需要予測をベースに連鎖対象者が計画的な発注を 行えるようにする。	2026 年度~2030 年度
共同配送の実施	△△地域における××との共同配送を調整中であり、 実施後成果が出れば実施地域の拡大を検討。	2027 年度~2030 年度
関係部門間の連携	特売品の入荷も計画的に数日かけて行うなどして入荷 量の平準化を図る。	2026 年度~2030 年度

2. その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

○年○月に連鎖対象者に対し、物流改善の必要性を啓発するための動画・手引きを作成・配布。 配送センター△か所中△か所を運営する××とは物流改善に関する定例打合せを実施し、積載効率や荷待ち時間等の状況について情報提供を受けた上で、改善点を検討している。

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内 容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参 考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

様式第4.物流統括管理者 選任 解任届出書

特定連鎖化事業者の指定を受けた事業者は、指定の通知を受けた後、すみやかに「物流統括管理者 選任・解任届出書」(様式第4)を提出する必要があります。

- 期限:すみやかに(遅くとも、中長期計画・定期報告を提出するまでを目安とする)
 - ※物流統括管理者に変更があった場合もすみやかに、遅くとも次に中長期計画又は定期報告を提出する時までを目安に様式第4を提出すること。
- 提出先: 当該特定連鎖化事業者の指定を行った連鎖化事業所管大臣等の全て

○ 物流統括管理者の管理範囲

法第 66 条第1項及び届出省令第7条において、物流統括管理者は以下の業務を統括管理することされています。

- ① 中長期計画書の作成
- ② 特定連鎖化事業者の連鎖対象者の事業に係るトラックドライバーの負荷低減及びトラック への過度の集中の是正に向けた、事業の運営方針の作成及び事業の管理体制の整備
- ③ 定期報告書の作成
- ④ トラック事業の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化のための関係各部門(開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理等)間の連携体制の構築及び効率化に関する従業者の意識の向上
- ⑤ 特定荷主が管理する施設における効率化に関する情報処理システムその他の設備の整備及び運用並びに物資の流通に係るデータ等の標準化に関する計画の作成、実施及び評価
- ⑥ 効率化に向けた取引先その他の関係者との連携及び調整
- ⑦ 特定連鎖化事業者の指定・指定取消しや勧告・命令のために行われる報告徴収への対応

○ 物流統括管理者の要件

法第66条第2項において、「物流統括管理者は、特定連鎖化事業者が行う事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者をもって充てなければならない。」とされています。単なる物流部門の長というものではなく、社内的に、生産、在庫管理、販売など経営全体をみた上で、物流の効率化を進めるための調整・判断を行うとともに、対外的に、他社の物流統括管理者等と物流の効率化に資する折衝や協力を行うことが求められます。

また、「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」 第7条第3項において、特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指 定を受けた事業者は、それぞれの区分での物流統括管理者として、同じ者を選任することが定 められています。

一名がグループ会社内の複数事業者の物流統括管理者を兼任することは可能ですが、物流統括管理者は事業者ごとに自社の役員等の経営幹部から選任いただく必要があるため、同一人物を複数事業者の物流統括管理者として選任するためには、特定連鎖化事業者又は特定荷主に指定されるそれぞれの事業者に当該幹部が籍を置いていることが必要です。

物流統括管理者 選任・解任届出書

特定連鎖化事業者の指定の通知を 行った連鎖化事業所管大臣(委任 先)全てを宛先とする。

殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第66条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定連鎖化事業者に関する事項

特定連鎖化事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 物流統括管理者の氏名等

選任の年月日	2026年6月1日	2027年7月15日
解任の年月日	2027年7月15日	
役職名	××	××
氏名	00 00	$\triangle \triangle \triangle \triangle$
選任又は解任の理由	退職のため解任	同役職の後任を物流統括管理 者として選任/次いで営業及 び物流の経験の多い役員を物 流統括管理者として選任 等

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	

メールア	ドレス	
		特定第一種荷主及び特定第二種荷主としても同者を物流統括管理
備	考	者に選任済み。 グループ会社○社も△年△月に特定第一種荷主として指定を受
		け、同者を物流統括管理者に選任。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「特定連鎖化事業者番号」の欄には、連鎖化事業所管大臣が付与する番号を記入すること。

様式第5. 定期報告書

特定連鎖化事業者の指定を受けた事業者は、毎年度、努力義務への取組状況及び荷待ち時間の状況等について、「定期報告書」(様式第5)を提出する必要があります。

- 期限:特定連鎖化事業者の指定を受けた年度の翌年度から、毎年度7月末日
- 提出先: 当該特定連鎖化事業者の指定を行った連鎖化事業所管大臣(委任先)の全て
- 記載事項:前年4月から当年3月までの取組状況等について、以下の事項を記載してください。

Ⅱ 運転者の運送の効率化に関する判断基準の遵守状況(必須事項)

チェックリスト形式で、判断基準への取組状況を記載。積載効率の向上等は全ての運行、荷待ち時間及び荷役等時間の短縮は、寄託契約を締結した者が管理する施設を除く旨の括弧書きが無い限り、自ら管理する施設及び寄託先施設における状況を回答。各項目の詳細については、判断基準解説書を参照。

Ⅲ Ⅱの他に実施した措置(任意事項)

Ⅱに列挙された事項以外に物流の効率化に向けた取組を行った場合は記載。

Ⅳ 荷待ち時間の状況等

- 1 荷待ち時間の状況
- 1-1 荷待ち時間の計測対象の選定の詳細について(必須事項)

荷待ち時間の計測対象は、事業者の負担と取組の実効性の観点から、サンプリングを認める。備考に従い、計測対象をどのように選定したか記載。

1-2 計測対象施設の数(必須事項)

計測対象として選定した特定連鎖化事業者の連鎖対象者が管理する施設数を記載。

1-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間の計測結果(必須事項)

荷待ち時間の計測結果について、月別に、計測対象施設として選択した全ての施設の平均時間を記載。また、荷待ち時間 30 分以上の施設数又は荷待ち時間等が1時間以上の施設数を記載。

※荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は荷待ち時間等を記載することが可能。

付表 計測対象のうち荷待ち時間の報告を省略する施設・運行

(必須事項 ※該当がある場合のみ)

計測対象のうち要件を満たすものは荷待ち時間等の報告を省略できるため、報告を省略する場合は備考に従って記載。

2 荷待ち時間の状況に関する参考情報(任意事項)

荷待ち時間が長い要因(技術的・制度的課題、取引先との連携等)などを記載。

3 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携 状況等について(必須事項)

主要な寄託先5者及び書面で改善要請のあった寄託先との連携状況を記載。

4 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における荷待ち時間等の状況に関する参考情報(任意事項)

寄託先の施設における荷待ち時間の状況について分かる範囲で記載。

○ 荷待ち時間の計測

1. 計測対象施設

法第61条第2項において、連鎖化事業者が短縮すべき荷待ち時間は次に掲げる施設又は その周辺の場所におけるものに限られる⁷とされています。

- ① 当該連鎖対象者が管理する施設 (<u>当該連鎖対象者が所有又は賃借する施設をいう。</u>3PLを含む物流事業者にその施 設の運営等を委託しているものを含む。以下同じ。)
- ② 当該連鎖対象者との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

物流事業者が所有又は賃借する施設におけるオペレーションや環境整備については、物流 事業者に決定権がある一方、倉庫業者は法に基づき荷待ち時間等の短縮の努力義務がかか っており、連鎖化事業者と倉庫業者とで連携して荷待ち時間の短縮に努めることを促す趣旨で、 寄託契約を締結する先が管理する施設における荷待ち時間の短縮は、連鎖化事業者にも努力 義務が課されています。

一方で、荷待ち時間の計測については、倉庫業者自身も行う一方、連鎖化事業者ごとに計 測・管理するためには追加コストを要し、寄託契約の変更が必要なケースもあります。

このため、原則①を荷待ち時間の計測対象とした上で、②における荷待ち時間の改善に向けては、寄託先施設の一覧⁸や荷待ち時間の短縮に向けた連携状況について定期報告書に記載することとしています。

2. 計測対象のサンプリング

特定連鎖化事業者の連鎖対象者が管理する全ての施設の全ての運行において荷待ち時間を計測することは、費用や作業負担等の観点から、必ずしも合理的でないケースも想定されます。

このため、全施設全運行での荷待ち時間の計測が難しい特定連鎖化事業者においては、取組の実効性の担保を前提として、サンプリング等の手法を用いて報告することを許容しています。サンプリングは、特定連鎖化事業者自身が荷待ち時間の現状や課題を認識するために行うものであり、全体の改善につなげていく観点での選定が必要です。なお、法やその他の物流関係法令に基づく調査・指導の中で、特定の施設における長時間の荷待ちが指摘された場合は、定期報告における荷待ち時間の計測対象の選定について指導を行う可能性があります。

⁷ また、後述の判断基準第4条第4号において、連鎖化事業者は関係事業者との連携を図るよう配慮することが規定されており、連鎖対象者以外が管理する施設等における荷待ち時間の短縮のために、関係事業者等と連携・協力することが必要となる場合がある。

⁸ 1の寄託先事業者が複数箇所の倉庫に受託物を保管している場合、住所は主なもの1つを記載し、「等」を付す。また、年単位では業務委託について、複数件数の増減があり、記載が難しい場合は、寄託契約を締結したうちの主要な契約先(物量ベース又は金額ベース)上位5者及び書面にて物流の効率化に関する提案があった寄託先について記載する。

(1) サンプリングの最低値

- ・ 対象施設:取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、連鎖対象者が管理する <u>る</u>全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設 又は <u>実態を把握すべ</u>き施設
- 対象期間: 四半期ごとに任意の連続した5営業日以上(各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外)
- ・ 対象運行:原則として対象施設で計測した全ての運行

(2) サンプリングの例

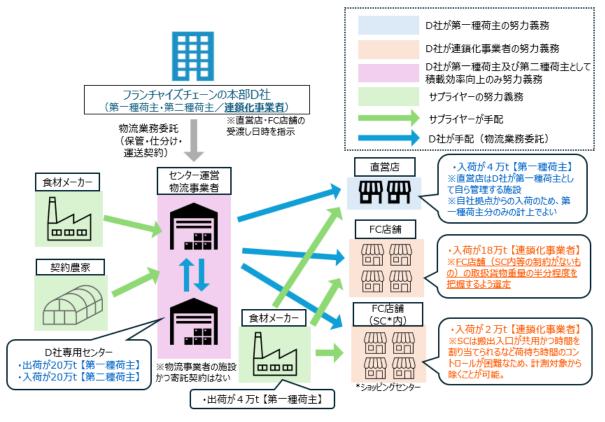
①対象施設のサンプリングについて

報告は、算定した取扱貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、荷待ち時間の短縮に向けて把握すべきと考える計測対象施設(取扱貨物量が多い施設、以前に物流事業者から苦情があった施設等)を選択して行ってください。

サンプリングに当たって、荷待ち時間の計測対象は連鎖対象者が自ら管理する施設であるため、取扱貨物重量の半分程度を把握するという際の取扱貨物重量は、連鎖対象者が自ら管理する施設のものに限ることができます。

また、フランチャイズチェーンの加盟店がショッピングセンター内等にあり、搬出入の場所 や利用可能時間が施設管理者側で決定されている場合がある。この場合、搬出入口は共用 部であり、荷待ち時間の把握やその責任の切り分けが困難であることから、当該ショッピング センター内等の店舗は時間計測対象施設から除いてよい。

(参考)サンプリング例



⁹ 取扱貨物重量は、運送契約ごとに計上するため、自拠点間輸送の場合は出荷と入荷のどちらかのみを計上する。一方で、荷待ち時間の計測は出荷又は入荷のいずれについて行ってもよい。

〇特定連鎖化事業者として 20 万tの取扱貨物重量

(FC 店舗 18 万t、FC 店舗(SC 内)2万t)

うち、SC 内店舗分の2万tは計測対象から除外することができるため、把握すべき

重量は SC 内店舗分(2万t)を除き(20 万t ー 2万)÷2=9万t 把握すればよい

〇特定第一種荷主(特定第二種荷主)として 20 万tの取扱貨物重量 (センター20 万t)

複数のセンターで合計 20 万tの場合、20 万t÷2=10 万t 把握すればよい

※なお、ある貨物を中継しながら輸送する場合、貨物自動車を手配するごとに取扱貨物の重量に計上してください¹⁰(自社センター間転送を経て店舗配送する場合など。「物流パターンごとの荷主の考え方」1-3¹¹参照)。

②対象期間のサンプリングについて

前年度の月別の売上に鑑みて、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月以外の月において、連続した5営業日以上を選定し、計測する。なお、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は、施設ごとではなく、事業者全体の売上金額に基づいて判断して構わない。

施設ごとに異なる計測対象期間を選定する場合は、1-1の計測対象期間に施設ごとに 選定した期間を記載し、1-3の計測結果では施設ごとに選定した期間に対応する月の欄 に結果を記載する。

③対象運行のサンプリングについて

荷待ち時間等の計測の対象施設における対象期間中の運行は、原則全て計測対象となるが、以下のような運行は計測対象から除くことができる。

- ▶ 以下(i)~(iv)の貨物の運送
 - (i)郵便物
 - (ii)信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号) 第2条第3項に規定する信書便物をいう。)
 - (iii)特別宅配貨物(特別積合せ貨物運送12又はこれに準じる運送であって、一の運送契約により一個の貨物を運送する方法により運送される、1個当たりの重量が30kg 以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が150kg 未満のものに限る。)

¹⁰ 例えば、mトンの貨物を「自社工場→自社施設→自社物流センター」というフローで貨物自動車に運送させている場合は、mトンの貨物を2回運送させているため、当該フロー全体における「取扱貨物の重量」は2mトンとなる。共同配送など1運行の途中で貨物の積卸しがある場合については、積卸しの度に積載総重量を計上する必要はなく、当該1運行で当該荷主が運送させた又は受け渡した貨物の純重量を計上すればよい。(ただし、自社工場や自社施設等の施設が同一拠点内になる場合、同一拠点内の施設間の運送は計測対象に含めない。同一拠点であるかは輸送の宛先や施設の環境、その他状況等を総合的に勘案して判断するものとする。)

¹¹ 物流効率化法理解促進ポータルサイトに掲載している「物流パターンごとの荷主の考え方」参照 https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/sippers/judgment-criteria/

¹² 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。

- (iv)軽量な資材や事務用品等取扱いが僅かな商品、資材、事務用品等の軽微な貨物 (当該事業者における取扱貨物の合計の1%程度まで)
- ▶ <u>当該計測対象施設</u>における取扱貨物の重量の合計の1%程度までの取扱いが僅かな 商品、資材、事務用品等の軽微な貨物
- ▶ トラック予約受付システムの導入等により網羅的な計測に取り組んでいる事業者において、システムの仕様、運送契約形態その他の都合により計測が難しい一部の運行(当該運行における荷待ち時間の状況について、他の運行と比較して大きく差が無いと判断できる場合に限る。)

3. 計測手法

施設ごとの計測手法は任意記載としていますが、デジタル技術を活用し効率的に行うことが望ましいです。具体的には、システムによる記録から集計する(選択肢①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測)ほか、トラック事業者が記録するデジタルタコグラフ情報について、直接又はデータ連携プラットフォーム等を経由して提供を受け、荷待ち時間を集計する(選択肢④トラックドライバー等からの情報提供により計測)方法などがあります。

なお、物流情報標準ガイドラインでは、「運送完了報告情報」において、データ項目と値の型 (例)として、到着時刻(4 桁)、運送完了日(8 桁)、運送完了時刻(4 桁)が設定されており、日 付は8 桁、時刻は4 桁での記録を標準としています¹³。

4. 報告省略

荷待ち時間の計測・報告の負担を合理的なものとするため、①1回の受渡しに係る荷待ち時間等が一定時間以内の場合、又は②特定第二種荷主の定期報告に含めて報告する場合については、報告の省略を可能とすることとしています。

具体的には、

- ① 荷待ち時間が 30 分未満もしくは荷待ち時間等が1時間未満の場合は、<u>荷待ち時間又は</u> 荷待ち時間等の報告を省略することが可能
- ※ 1か月(計測対象期間のサンプリングを行う場合は、1つの連続する計測対象期間)の平均が 30 分未満(荷待ち時間等の場合は1時間未満)であれば報告省略が可能とします。 30 分(荷待ち時間等の場合は1時間未満)であることの確認方法は、計測ではなくトラック事業者や作業員へのヒアリングでも構いません。
- ② 特定第二種荷主の定期報告に含めて報告する場合は、報告を省略することが可能

¹³ 物流情報標準メッセージレイアウト(ver.3.01)p.100「12.運送完了報告情報」 https://lisc.g.kuroco-img.app/v=1741339079/files/topics/3125_ext_1_0.pdf

定期報告書

特定連鎖化事業者の指定の通知を 行った連鎖化事業所管大臣(又は その権限の委任先)全てを宛先と する。

殿

年 月 日

住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第67条の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 特定連鎖化事業者の名称等

特定連鎖化事業者番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	₸				
主たる事業					
主たる事業の細分類番号					
物流統括管理者の 役職名・氏名	役職名 氏 名				
	所在地	Ŧ			
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話番号 メールア		_	_)

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「特定連鎖化事業者番号」の欄には、連鎖化事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
 - 3 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

Ⅱ 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

対象項目		遵守状況				
	の貨物自動車が集貨又は配達を	こより定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握すること 受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。 □ ほぼ全ての発注で実施している □ 大半の発注で実施している □ 以下を目安に回答。				
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置		□ 一部の発注で実施している□ 実施していない具体的な措置の内容(厳密な定量的把握は不要)ほぼ全て:90%以上大半:50%以上90%未満一部:0%超50%未満 書きに従い、自ら管理する施設				
	(寄	こついて回答してください。 託先施設については5に記載。)				
		たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置を円滑に実 5日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっ 協力を行うこと。				
		□ はば全ての発注で実施している□ 大半の発注で実施している□ 一部の発注で実施している□ 実施していない				
	実施状況の詳細	具体的な措 置の内容 「その他の措置」を実施している場合に記載。 項目に合致する場合は記載は任意。				
運転者一人		実施してい 実施していない場合は、その理由を記載。実施 している場合は記載不要。				
当たりの一回の	② 貨物の入荷量の適正化を図る	ること。				
運送ごとの 貨物の重量の	②-1 貨物の量の平準化を図	ること。				
増加に関する措置	実施状況の詳細	□ ほぼ全ての発注で実施している□ 大半の発注で実施している□ 一部の発注で実施している□ 実施していない				
	②-2 貨物の受渡しを行う日	及び時刻又は時間帯の集約を図ること。				
	実施状況の詳細	□ はぼ全ての発注で実施している□ 大半の発注で実施している□ 一部の発注で実施している□ 実施していない				
	②-3 ②-1及び2以外の措置	とにより、貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。				
	実施状況の詳細	賃により、貨物の出荷量及び人荷量の適止化を図ること。□ ほぼ全ての発注で実施している□ 一部の発注で実施している□ 実施していない				

		具体的な措 置の内容	積載率が最大限高められるよう巡回配送先の店舗数 を設定					
		実施してい ない理由	②-1,2,3 いずれも実施していない場合に記載。 いずれかを実施している場合の記載は任意。					
	③ 配車計画及び運行計画を作 置により、配車計画又は運行		Tする情報処理システムの導入を行うことその他の措 行うこと。					
		□ ほぼ全て□ 大半の発	ての発注で実施している 発注で実施している 発注で実施している					
	実施状況の詳細	具体的な措 置の内容	店舗配送は急な変更がほぼないことから、最適な定型の配車・経路を定めた上で、渋滞状況をみて配送することとしている。					
		実施してい ない理由						
	④ ①~③に掲げる取組が適切が その他の貨物の運送に関係する	れるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理 部門間の連携を促進すること。						
		□ ほぼ全てで実施している□ 大半で実施している□ 一部で実施している□ 実施していない						
	実施状況の詳細	具体的な措 置の内容						
		実施していない理由						
	① 効率化のための取組に関する	る責任者の選任	その他の必要な体制の整備を行うこと。					
		□ 実施して □ 一部でま □ 実施して	実施している 美効性の確保の各項目は、 3段階で回答					
	実施状況の詳細	具体的な措 置の内容						
実効性の確保		実施してい ない理由						
天郊性の惟休	② 従業者に対し、効率化のたる	めの取組に関す	る研修の実施その他の措置を講ずること。					
		□ 実施して□ 一部で実□ 実施して	尾施している					
	実施状況の詳細	具体的な措 置の内容						
		実施してい ない理由						

③ 運転者の荷待ち時間及び運のために実施した取組及びその	転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化 の効果を適切に把握すること。				
	□ 実施している□ 一部実施している□ 実施していない				
実施状況の詳細	具体的な措 置の内容				
	実施してい ない理由				
	標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様 とのための取組の実施の円滑化を図ること。				
	□ 実施している□ 一部で実施している□ 実施していない				
実施状況の詳細	具体的な措 置の内容				
	実施してい ない理由				
⑤ 国、消費者、関係団体及び 取引先に対し協力を求めること	関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じてよ。				
	□ 実施している□ 一部で実施している□ 実施していない				
実施状況の詳細	具体的な措 置の内容				
	実施してい ない理由				

備考

- 1 各措置における「実施状況の詳細」及び「各施設における状況の詳細」について、該当する状況に チェックを入れること。なお、「(連鎖対象者との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する 施設を除く。)」旨の記載がない限り、「連鎖対象者が管理する施設」及び「連鎖対象者との間で貨物 に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答すること。
- 2 「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。
- 3 「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。

Ⅲ Ⅱの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置	繁華街にある○店舗について、渋滞等を避けて店舗が無人の夜間でも配送できるよう、鍵の受渡しや保冷容器での納品等の体制を整備した。
	※該当がなければ空欄で構いません。
運転者一人 当たりの一回の 運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	オリコン当たりの入り数が増加するよう、PB 商品の外装を見直した。

備考 特定連鎖化事業者は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

IV 荷待ち時間の状況等

1 荷待ち時間の状況

1-1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方等について
計測対象施設	連鎖対象者が管理する施設の数:○か所 当社では、2025 年度において、連鎖化事業者としての取扱貨物の合計の重量が 約30万トンあり、その半分にあたる約15万トン分の取扱貨物の運送を把握でき るよう施設を選定する。売上高ベースで大規模・中規模・小規模店舗を分け、地 方別・規模別に店舗数の半分を計測対象として選定した。
計測対象期間	4 半期ごとに売上額が最も低い月は除外した上で、以下を計測対象とした。 ・2026 年 4 月 6 日~10 日 ・2026 年 7 月 6 日~10 日 ・2026 年 10 月 5 日~ 9 日 ・2027 年 1 月 11 日~15 日
計測対象運行	商品Aは、計測対象施設において社内転送分の取扱いしかなく、各施設における 取扱貨物重量の1%に満たないため、計測対象から除外する。

備考 荷待ち時間の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

- ・対象施設:取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、連鎖対象者が管理する全ての 施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・対象期間:四半期ごとに任意の連続した5営業日以上(前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外)
- ・対象運行:原則として対象施設で計測した全ての運行

1-2 計測対象施設の数

計測対象施設の数	参考情報	主な計測手法 (任意)
○か所	年度内に×か所閉店、△か所新規開店予定だが、昨年度 の取扱重量をベースに選定	1

1-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間の計測結果

	1回の運送あたりの荷待ち時間等の平均時間(分)											
種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
荷 待 ち 時間	X			X			X			X		
荷 待 ち 時間等	-			-			_			-		
荷間 30 分の 数	у			у			у			у		
荷 時 1 時 別 上 の	Z			0			0			0		

施設数						

備考

- 1 1-2の「施設の名称」の欄には、報告対象年度末時点の計測対象施設の数を記入すること。
- 2 1-2の「参考情報」の欄には、当該特定連鎖化事業者の連鎖対象者が管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。
- 2 1-2の「計測手法」の欄には以下① \sim ⑤から該当する番号を選択して、記載すること(複数選択可)。
 - ①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
 - ②受付簿等により計測
 - ③計測要員による記録により計測
 - ④トラックドライバー等からの情報提供により計測
 - ⑤その他の手法により計測
- 3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては計測対象施設ごとに月別に算出し報告することとするが、計測対象期間を選定した場合においては、連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間(付表1に記載の運行分を除く。)」を「連続して計測した期間における当該計測対象施設での受渡しの回数の合計(付表1に記載の運行分を除く。)」で除すること。
- 4 「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。
- 5 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては全ての計測対象施設の平均時間を月別に算出し報告することとするが、計測対象期間を選定した場合においては、連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間の合計時間(付表に記載の施設・運行分は除く。)」を「連続して計測した期間における全ての計測対象施設での受渡しの回数の合計(付表に記載の施設・運行分は除く。)」で除すること。
- 6 荷待ち時間のみ報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「一」を記入すること。荷待ち時間と荷 役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の 欄及び「荷役等時間」の欄には「一」を記入すること。

付表 計測対象のうち荷待ち時間の報告を省略する施設・運行

該 当 施 設数	報告省略の理由	運行の区分
100		

- 備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載すること。
 - ①当該施設の荷待ち時間が30分未満もしくは荷待ち時間等が1時間未満
 - ②特定第二種荷主の定期報告に含めて報告する
- 2 荷待ち時間等の状況に関する参考情報

備考	連鎖対象者自ら	が管理する施	設における	荷待ち時間の	り状況に関し、	参考となる情	報を記入す	るこ
と	0							

3 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携状況等について

寄託契約を締結 している連鎖対 象者の名称	寄託契約等締結 先の名称	住所	荷待ち時間等の短縮に向けた連携状況	
○○店舗	△△倉庫	• • •	現状荷待ちは発生していないと聞いており、不具合があった場合は都度相談対応している。	
			1の中社と事業本が複数体配の合中)で	

備考 欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。

4 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における荷

△△倉庫について、現状荷待ちは発生していないと聞いている。

1の寄託先事業者が複数箇所の倉庫に受託物を保管している場合、住所は主なもの1つを記載し、「等」を付す。また、年単位では業務委託について、複数件数の増減があり、記載が難しい場合は、寄託契約を締結したうちの主要な契約先(物量ベース又は金額ベース)上位5者及び書面にて物流の効率化に関する提案があった寄託先について記載すること。

3. 指導・助言や罰則等の措置について

連鎖化事業所管大臣は、法律の規定に基づき、連鎖化事業者に対して以下の対応を行うことができます。

指導·助言	運転者の荷待ち時間の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の適確な
	実施を確保するために、連鎖化事業者に対して、判断基準を勘案して必要
	<u>な指導・助言</u> を行うことができる。(法第 63 条)
報告徴収・	特定連鎖化事業者への指定や取消しを行うために、連鎖化事業者に対し
立入検査	て、貨物の受渡しの状況に関して報告をさせることができ、また連鎖化事
立八沢直	業者の事務所等への立入検査を行うことができる。(法第 69 条第1項)
	勧告又は命令を行うために、特定連鎖化事業者に対して、運転者の荷待
	ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施の状況に関し
	て報告をさせることができ、また特定連鎖化事業者若しくは特定連鎖化事
	業者の連鎖対象者の事務所等への立入検査を行うことができる。(法第
	69 条第2項)
勧告	特定連鎖化事業者の運転者の荷待ち時間の短縮及び積載効率の向上等
	を図る措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であ
	る場合は、特定連鎖化事業者に対して <u>勧告</u> を行うことができる。(法第 68
	条第1項)
公表	勧告に従わない特定連鎖化事業者に対して、その旨を公表することができ
	る。(法第 68 条第2項)
命令	勧告を受けた特定連鎖化事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置
1.1-	をとらなかった場合に、当該措置を行う <mark>命令を行うことができる。(法第 68</mark>
	条第3項)

連鎖化事業者は、以下のいずれかに該当する場合には、罰則が科されます。

以下に該当する場合は50万円以下の罰金

- ・特定連鎖化事業者の<u>指定基準重量を上回る連鎖化事業者が、特定連鎖化事業者の指定</u>に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合(法第76条第1号)
- •中長期計画を提出しない場合(法第76条第2号)
- •<u>定期報告を行わない</u>又は<u>虚偽の届出</u>をした場合(法第 76 条第3号)
- ・報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合(法第76条第4号)
- ・立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合(法第76条第4号)

以下に該当する場合は20万円に以下の過料

・物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない又は虚偽の届出をした場合(法第80条)

以下に該当する場合は100万円以下の罰金

- 命令に違反した場合(法第75条第1号)
- 特定連鎖化事業者が物流統括管理者を選任しない場合(法第75条第2号)

4. よくある質問について

- Q1. 荷待ち時間・荷役等時間の詳細について教えてほしい。
- (1)「受付時間内に到着すること」等を指示していた場合に、受付開始時刻(開門時刻)よりも前にトラックが到着したときは、荷待ち時間の起算点はどのように考えればよいか。
- → 受付時間(○時~○時まで)をトラック事業者に対し明示的に指示していた場合「時間帯」を 指示していることに該当するため、トラック事業者の運行計画として受付開始時刻よりも前に到 着した場合は、受付開始時刻が荷待ち時間の起算点となります。なお、例えば、毎回2時間以 上の待機時間が発生している運行に対し、トラック事業者が荷主へ交渉等をしたにも関わらず 指定時刻の改善等が図られない場合などは、実質的に指示がないものと考えられ、到着時刻 から荷待ち時間を起算することとなる可能性があります。
- (2)指示時刻等よりも前にトラックが到着した場合は、荷待ち時間の起算点はどのように考えればよいか。
- → トラック事業者の運行計画等の都合で指示時刻等よりも前に到着した場合は、指示時刻等から荷待ち時間を起算します。なお、例えば、時刻の指示等があった場合に、指示時刻等よりも前に毎回2時間以上の待機時間が発生している運行に対し、トラック事業者が荷主等へ交渉等をしたにも関わらず指示時刻等の改善等が図られない場合などは、実質的に指示等がないものと考えられ、到着時刻から荷待ち時間を起算することとなる可能性があります。
- (3)指示時刻等よりも前に到着し、指示時刻等よりも早く荷役等が終了した場合、荷待ち時間等 はどのように考えればよいか。
- → この場合、荷待ち時間はOになります。この場合も、荷役等時間は、荷役等を開始した時刻 から終了した時刻までの時間(荷役等に従事していない時間を除く。)です。
- (4)到着後、トラックドライバーが昼食休憩等をとった場合、その休憩時間は荷待ち時間に該当するのか。
- → トラックドライバーが集貨場所等に到着した後、業務上の指示等により休憩する時間などは、 荷待ち時間に含まれません。
- (5)到着後、受取施設の休憩時間の間、荷卸しができず待機した時間は荷待ち時間に該当する のか。
- → 荷待ち時間は、荷主等の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であるところ、荷主等の休憩時間は、荷待ち時間に含まれます。(事前に受取施設の休憩時間を貨物自動車運送事業者等に伝達し、荷主等の休憩時間に到着することを避けるように協力を求めることや、受取施設の休憩時間に到着する場合は受取施設が業務を再開するまでトラックドライバーも休憩時間を取るように依頼すること等の対応が考えられます。なお、休憩時間を避けて到着するよう指示した場合であって、トラック事業者の運行計画の都合で休憩時間内に到着したようなときは、休憩時間の終了時刻から起算します。)
- (6) 集貨場所の周辺で待機している時間は荷待ち時間に該当するのか。
- →「荷待ち時間」は、「集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所」において待機し

た時間(法第30条第4号)であることから、周辺で待機している時間も荷待ち時間に含まれます。(ただし、指示時刻等よりも前に周辺の場所に到着した場合は、指示時刻等から起算します。)

- (7)トラック事業者側の事情で到着が遅れた際に、その日の最後の順番で荷役を受け付けた場合、荷待ち時間はどのようになるのか。
- → トラックドライバーの拘束時間を短縮する観点からは、到着が遅れた際に過度に待機時間を 長引かせるような運用は可能な範囲で避けていただきたいと考えております。

p.11に記載のとおり、トラックドライバーの到着の遅れに起因して荷役等の順番が後ろ倒しとなり生じた追加的な荷待ち時間は、荷待ち時間に含まれませんが、意図的に過度な長時間の荷待ちを強要した場合は、荷待ち時間に含まれる可能性があります。

- (8)共同輸配送の場合における「荷待ち時間」や「荷役等時間」はどのように考えればよいか。
- → 法では、荷主が短縮すべき荷待ち時間等について、荷主が管理する施設及び荷主との間で 貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設におけるもの(荷待ち時間についてはこれ らの周辺の場所も含む。)と規定されています。共同輸配送の場合に、施設を順番に回り荷役 等を行う場合は、自社施設において要した荷待ち時間・荷役等時間を把握してください。共同 輸配送施設における荷待ち時間・荷役等時間については、その全体を関係事業者が把握して 短縮に努めることが望ましいですが、自社分の荷役等時間を切り分けて短縮に努めることも可 能です。(なお、特定荷主の定期報告においては、当面の間、共同輸配送施設を計測対象か ら除外することを認める予定です。)
- (9)トラック予約システム等がなければ到着時間の指示等を行ったことにならないのか。
- → トラック予約システム等による指示に限定するものではありません。
- (10)荷主や倉庫側が荷役等を行う場合、荷役等時間に該当するのか。
- → 迅速に車両を動かせるような状態での待機や荷役作業中の立ち会いが要求されているなど、業務から完全に離れることができず、実質的に休憩がとれていない時間は荷役等時間に含まれます。
- (11)運送会社側の必要性から行う作業(荷物の養生作業、シート掛け等)にかかる時間は荷役 等時間に該当するのか。
- → 輸送の安全を確保するために運転業務と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等 については、荷役等に該当せず荷役等時間に含まれませんが、荷主等から特別の指示を受 けて行うものに関しては荷役等時間に該当します。
- (12)集貨場所から少し離れた場所に待機場所を設けている場合に、待機場所から実際に荷役等を行う場所まで移動する時間は荷役等時間に含める必要があるのか。
- → 貨物の運送を行っている時間と考えられるため、荷役等時間に含める必要はありません。
- Q2. 荷待ち時間・荷役等時間の把握の仕方について教えてほしい。
- (1)荷主は1運行の荷待ち時間等を把握することが必要なのか。

→ 荷主は1運行ではなく1回の受渡しごとの荷待ち時間等を把握することが必要です。例えば、 自社が発荷主となる場合、自社から発送する際の荷待ち時間等を把握する必要がありますが、取引先等の施設において貨物を荷卸しする際の荷待ち時間等については、着荷主となる 当該取引先が把握する必要があります。

(2)荷待ち時間と荷役等時間を必ず分けて把握しなければならないのか。

→ 荷主は1回の受け渡しごとの荷待ち時間と荷役等時間の状況を把握した上で、それぞれ 改善を行っていく必要があるため、原則としては、荷待ち時間と荷役等時間を分けてそれぞれ把握する必要がありますが、実態として切り分けられない場合等は「荷待ち時間等」として「荷待ち時間」と「荷役等時間」を分けないで把握することも可能とします。

(3)1つの事業所内に複数の積卸しの場所がある場合、どのように荷待ち時間等を把握すればよいのか。

→ 1つの事業所内にトラックの停留場所を備えた施設が複数箇所あり、1回の運送で複数の施設を回って貨物の積込み又は積卸し等を行う場合は、原則、各施設における荷待ち時間等を把握することとします。ただし、実態として当該各施設での荷待ち時間等を切り分けて計測することができない場合は、1つの事業所全体を1施設として、入構から出構までの時間を「1回の受渡しに係る荷待ち時間等」として把握することも可能とします。(この場合、事業所内を走行する時間が荷待ち時間等に含まれてしまい、荷待ち時間等を過大に評価してしまう可能性があります。)

(4)貨物の積卸しを1つの場所において、荷卸しと荷積みを行う場合はどのように荷待ち時間等を把握すれば良いのか。

→ 荷卸しと荷積みを並行して行うケースや復荷(帰り荷)の積込みを行うケース、輸送用器具を 持ち帰るケースなど、1つの施設内で荷卸しと荷積みの両方を行う場合は、積載効率の向上 等に向けた事業者の取組を阻害しない観点から、荷卸しと荷積みを別々に把握することも可 能とします。

Q3. 荷主の定義にある「自らの事業に関して継続して」の詳細について教えてほしい。

→ 自らの事業に関して運送・受渡しする貨物には、全ての取扱商品のほか、事務用品等も含まれます。

継続して運送・受渡しするとは、回数や頻度で判断されるものではなく、事業に関して通常必要と見込まれ、単発・突発ではないものをいいます。具体的には、事務所の引っ越しや製品を生産するための設備の導入の際に発生する輸送、不定期に開催する社内外イベント等の実施のための資材等の輸送等は除かれます。

Q4. 偽装請負防止に向けて、荷待ち時間等の短縮を目的とした荷主とトラックドライバー、荷主と倉庫業者とのコミュニケーションの方法について教えてほしい。

→ 労働者派遣事業と請負とでは、労働者の安全衛生の確保、労働時間管理等に関して、雇用 主(派遣元事業主、請負事業主)、派遣先、注文主が負うべき責任が異なることから、物流に 関する業務について請負(委任・準委任を含む。)の形式による契約を締結している荷主においては、本解説書の内容を実施いただくに当たり、以下の(1)~(4)までの事項を参照してください。

また、この他、「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」(厚生労働省・都道府県労働局) を参照してください。

(1)トラック事業者に運送業務を委託する際、トラックドライバーとのコミュニケーションの方法と して注意すべき事項は何か。

→ 請負業務では、発注者でなく請負事業主が自ら労働者に対して業務の遂行方法に関する指示を行う必要があります。発注者と請負事業主の労働者(請負事業主から再委託をしたフリーランス等であっても、契約の名称に関わらず、その実態から、労働者性があると認められる場合を含む。以下同じ。)との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当し(いわゆる「偽装請負」)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働の保護等に関する法律の適用を受けます。

このため、運送業務の請負では、通常、以下の点が求められます。(※なお、発注者が請負労働者と、業務に関係のない日常的な会話をしても、発注者が請負労働者に対して、指揮命令を行ったことにはならないので、偽装請負にはあたりません。)

- ・ 発注者(荷主)が、あらかじめ定められた様式(運行計画)等により配車時間・貨物の集貨・ 配達場所等を請負事業主(トラック事業者)に依頼し、請負事業主によって指名された請負 労働者はその運行計画に基づき当該配車時間に貨物の集貨・配達場所までの運行を実施 すること。
- ・ 当該運行計画が安全運転の確保、人員体制等から不適切なものとなっている場合には、請 負事業主がその旨を発注者に申し入れ変更できるものとなっていること。

(2)(1)に関して、運送業務の性質上、運行計画にあらかじめ詳細を記載することが困難な場合があるが、発注者からの指揮命令に該当するとは直ちに判断されないようなケースはあるか?

- → 運送業務の性質上、貨物の集貨・配達場所での停車位置や待機場所、貨物の集貨・配達場所からの出発時間は、当日の交通事情や天候、貨物の集貨・配達場所の状況により予測できず、運行計画にあらかじめ正確に記載することが社会通念上困難な場合も多いと考えられます。こうした事情等を鑑み、以下のケースについては、発注者からの指揮命令に該当するとは直ちに判断されません。ただし、請負労働者の労働時間管理等に影響を与えるような場合は、労働者派遣事業と判断される可能性が高くなります。
 - 運行計画であらかじめ指定された範囲内で発注者の労働者が詳細な停車位置や待機場所を特定し、発注者の労働者から請負労働者に直接伝えること。(※ただし、例えば、運送計画における貨物の集荷・配達場所が市町村名のような幅広い区域を示しているような場合であって、運行の都度、発注者の労働者が直接、請負労働者に番地や建物名といった具体的な集荷・配達場所を示すなどの運用は、発注者から請負労働者への指揮命令に該当し、偽装請負と判断される可能性が高くなります。)
 - 発注者が出発時までに予測できず、運行計画に当初予定されていなかった集貨・配達先に

行く必要が急遽生じるような場合において、発注者の労働者が請負労働者に対して集貨・配達先の追加や変更を伝えること及び請負労働者からの質問に対して発注者の労働者が直接回答すること。(※ただし、請負労働者が直ちに当該注文の変更や回答内容を請負事業主に連絡し了解を得る等、請負事業主が自らの労働力を直接利用していると認められる場合に限ります。用務先の変更等が、請負事業主の了解無く行われたり、又は請負労働者の労働時間管理その他労働条件に影響を及ぼしたりするような場合は、発注者から請負労働者への指揮命令に該当し、偽装請負と判断される可能性が高くなります。)

- ・発注者と請負事業主との契約に基づき、発注者が、請負労働者に対して契約書に記載していることの履行を求めること。例えば、契約書において各集貨・配達先における到着時間及び出発時間が記載された場合、その履行を求めることができるが、道路事情により荷の延着等が見込まれるときには、発注者は到着時間の再設定・見直しを行う等運送事業者が無理な運行を行うことがないよう協力して安全運行を確保すること。(※ただし、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書等で詳細に示し、そのとおりに請負労働者が作業を行っている場合、発注者による指示その他の管理を行わせていると判断され、偽装請負と判断される可能性が高くなります。)
- ・発注者と請負事業主との契約に基づき、請負労働者に対して、発注者が直接、発注者の施設における集貨や各配達先への配送に関する留意点等を連絡すること。(※例えば、配送先の入り口を発見する方法、住所特定が困難及び駐車場が見つかりにくい等の問題点並びに配送効率を上げるためのコツなどを含みます。ただし、運行計画に影響を及ぼさない範囲の内容に限ります。)
- ・発注者と請負事業主との契約に基づき、発注者が、請負労働者の運行情報(運行経路や 各集貨・配達先での滞在時間等)を請負事業主経由で収集し、それらを総合的に分析するこ とにより、請負事業主とともに運行計画全般の改善に取り組むこと。また、当該分析結果(個 人のパフォーマンスの分析結果を含む。)を請負事業主に共有すること。(※請負労働者の 氏名等の個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法等に基づく適正な取扱いが求め られます。)(※※ただし、請負労働者個人のパフォーマンスの分析によって、発注者が請負 労働者の配置決定及び変更に関与していると判断される場合には、偽装請負と判断される 可能性が高くなります。)

(3)荷役等時間の短縮に向けて、トラックドライバーや3PL事業者・倉庫業者とのコミュニケーションの方法として注意すべき事項は何か。

→ 請負業務の中に貨物の積卸しや庫内作業等の荷役業務が含まれる場合についても、発注 者でなく請負事業主が自ら労働者に対して業務の遂行方法に関する指示を行う必要があるこ とについて留意する必要があります。

発注者が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序・方法等の指示を行ったり、請負労働者の配置、請負労働者一人ひとりへの仕事の割付等を決定したりすることは、請負事業主が自ら業務の遂行方法に関する指示その他の管理を行っていないので、偽装請負と判断されることになります。こうした指示は口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書等で詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示そ

の他の管理を行わせていると判断され、偽装請負と判断されることになります。

そのため、荷役業務の請負では、通常、以下の事項が求められます。(※なお、発注者が請 負労働者と、業務に関係のない日常的な会話をしても、発注者が請負労働者に対して、指揮 命令を行ったことにはならないので、偽装請負にはあたりません。)

- ・ 発注者が、あらかじめ定められた様式(作業計画)等により作業内容・作業拠点等を請負事業主に依頼し、請負事業主によって指名された請負労働者はその作業計画に基づき業務を実施すること。
- ・ 適正な請負と判断されるためには、請負事業主が請け負った業務を自己の業務として契約 の相手方から独立して処理することなどが必要であり、単に肉体的な労働力を提供するもの ではないことが必要。そのためには、①請負事業主の責任と負担で、機械、設備若しくは器材(業務上必要な簡易な工具・文房具を除く。)又は材料若しくは資材を準備し、業務の処理を行うか、②請負事業主が自ら行う企画又は請負事業主の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて業務を処理するか、いずれかであること。
- ・ 上記①の場合に、請負業務の処理自体に直接必要とされる機械(フォークリフト等)、資材等を発注者から借り入れたり、購入したりする場合は請負契約とは別個の双務契約が必要であること。

(4)(3)に関して、荷役業務の性質上、作業計画にあらかじめ詳細を記載することが困難な場合があるが、発注者からの指揮命令に該当するとは直ちに判断されないようなケースはあるか?

- → 荷役業務の性質上、作業場での貨物の入出庫状況等は、当日の交通事情や天候により予 測できず、作業計画等にあらかじめ正確に記載することが社会通念上困難な場合も多いと考 えられます。また、請負労働者たる運転者が荷主施設等で荷役等作業を行う場合、トラック事 業者の管理者が現場で請負労働者を管理することは現実的でないと考えられます。こうした事 情等を鑑み、以下のケースについては、発注者からの指揮命令に該当するとは直ちに判断さ れません。ただし、請負労働者の労働時間管理等に影響を与えるような場合は、労働者派遣 事業と判断される可能性が高くなります。
 - ・ 作業計画であらかじめ指定された範囲内で発注者の労働者が詳細な作業場所を特定し、 発注者の労働者から請負労働者に直接伝えること。
 - ・ 作業計画の内容と異なる方法による荷役等が行われている場合において、発注者の労働者が請負労働者に対して作業計画に基づいた荷役を行うよう指示すること。
 - ・発注者が作業開始時までに予測できず、作業計画に当初予定されていなかった荷役業務を行う必要が急遽生じるような場合において、発注者の労働者が請負労働者に対して業務の追加や変更を伝えること及び請負労働者からの質問に対して発注者の労働者が直接回答すること。ただし、請負労働者が直ちに当該注文の変更や回答内容を請負事業主に連絡し了解を得る等、請負事業主が自らの労働力を直接利用していると認められる場合に限ります。(※この場合発注者が直接、請負事業主の了解を得ることが基本です。)
 - ・発注者と請負事業主との契約に基づき、請負労働者に対して、発注者が直接、各作業に関する留意点等(例:作業に関する安全上の留意点)を連絡すること。(※ただし、作業計画に

影響を及ぼさない範囲の内容に限ります。)

- ・発注者と請負事業主との契約に基づき、発注者が、請負労働者の作業手順・効率等に係る情報や荷待ち時間や荷役等時間の状況等を請負事業主経由で収集し、作業計画全般の改善に取り組むこと。(※請負労働者の氏名等の個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法等に基づく適正な取扱いが求められます。)(※※ただし、請負労働者個人のパフォーマンスの分析によって、発注者が請負労働者の配置決定及び変更に関与していると判断される場合や、発注者が請負労働者の労働時間管理等に影響を与えていると判断される場合には、偽装請負と判断される可能性が高くなります。)
- ・請負事業主が、発注者から新たな設備を借り受けた後初めて使用する場合、借り受けている設備に発注者による改修が加えられた後初めて使用する場合等において、請負事業主による業務処理の開始に先立って、当該設備の貸主としての立場にある発注者が、借り手としての立場にある請負事業主に対して、当該設備の操作方法等について説明を行う際に、請負事業主の監督の下で請負労働者に当該説明(操作方法等の理解に特に必要となる実習を含む)を受けさせること。

Q5. 輸送用器具も重量の算定の対象に含まれるか。

→ パレット、ロールボックスパレット又はコンテナ等の荷役の効率化に資する輸送用器具の扱いについては、ケースバイケースで判断してください。一般的に、商品の一部ではなく輸送用器具とみなせる場合は重量の算定の対象から除かれますが、商品として取り扱っている場合(例:パレット製造業者、パレット等卸売業者、新品パレットの購入者等)は重量の算定の対象です。また、レンタルパレットの発送・回収については、利用者側では輸送用器具として受渡しを行うため重量の算定の対象から除かれますが、サプライヤー側では商品として運送委託や受渡しを行うため、重量の算定に含まれます。

なお、重量の算定の対象にならない運送であっても、努力義務としての効率化のための取組 については、実施するよう努めてください。

Q6. 廃棄物における荷主の考え方について教えてほしい。

→ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集等を受託する事業者が、①貨物自動車運送事業の許可を有している場合、当該事業者に貨物自動車運送事業法の運送委託をしている排出者(荷主)は第一種荷主として、②貨物自動車運送業の許可を有しているか不明又は有していない場合、当該事業者に廃掃法上の収集等を委託している排出者(荷主)は第二種荷主として、荷待ち時間等の短縮や積載効率の向上等の取組に努めてください。

なお、廃棄物の収集・運搬については、生活環境の保全の観点等から少量でも定期的に運送が必要となり、また、生活環境保全上の支障を防止する等の観点から慎重な荷役作業が必要であり荷役に時間がかかることも考えられます。一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従うことを前提とした上で、可能な範囲で効率化に努めてください。産業廃棄物についても、生活

環境の保全等の観点で制約がある場合は配慮した上で、可能な範囲で効率化に努めてください。

5. 問合せ先

本制度に関する問合せ先は、以下の通りです。

(1)経済産業省

主な所管事業:自動車・産業機械・金属・化学品製造業、総合小売、エネルギー等

機関名	担当部課	電話番号(直通)
本省	商務・サービスグループ 物流企画室	03-3501-1511
北海道経済産業局	産業振興課	011-709-1728
東北経済産業局	商業・流通サービス産業課	022-221-4914
関東経済産業局	流通・サービス産業課	048-600-0345
中部経済産業局	流通・サービス産業課	052-951-0597
近畿経済産業局	流通・サービス産業課	06-6966-6025
中国経済産業局	流通・サービス産業室	082-224-5655
四国経済産業局	商務·流通産業課	087-811-8524
九州経済産業局	流通・サービス産業課	092-482-5455
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 商務流通課	098-866-1731

(2)農林水産省

主な所管事業:農林水産業、食品製造業、食品小売業、飲食店等

機関名	担当部課	電話番号(直通)
本省	大臣官房新事業·食品産業部食品流通課	03-3502-5741
北海道農政事務所	生産経営産業部事業支援課	011-330-8810
東北農政局	経営·事業支援部食品企業課	022-221-6146
関東農政局	経営·事業支援部食品企業課	048-740-0145
北陸農政局	経営·事業支援部食品企業課	076-232-4149
東海農政局	経営·事業支援部食品企業課	052-746-6430
近畿農政局	経営·事業支援部食品企業課	075-414-9024
中国四国農政局	経営·事業支援部食品企業課	086-222-1358
九州農政局	経営·事業支援部食品企業課	096-300-6380
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部食料産業課	098-866-1673

物流効率化法ポータルサイト

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』(令和7年3月31日公開)では、物流効率化法に関わる事業者の理解促進に向けて、制度の概要や説明会の予定等を発信しております。

URL: https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/

QRコード:

